

2025年5月15日

細倉金属鉱業株式会社

責任ある鉱物調達(鉛) 年次報告書

2024年10月～2025年3月の6ヶ月間における、当社の鉛原料調達における責任ある鉱物調達の取り組み状況について、下記の通りご報告致します。

記

1. 鉛原料サプライチェーンのデュー・ディリジェンス・プロセス管理システム(以下、「管理システム」)の概要

細倉金属鉱業(株) (以下、「当社」) は、当社にて製造し、London Metal Exchange (以下、「LME」、ロンドン地金取引所) に“THREE DIAMOND”ブランドで登録されている電気鉛の鉛原料調達に関わるサプライチェーンに対して、当社の責任ある鉱物調達方針(以下、「方針」、当社ホームページに掲載 <http://www.hosokura.co.jp/eco.html>) に基づき、“OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas” (以下、「OECD ガイダンス」) Annex I で定義されている5段階のデュー・ディリジェンス・プロセスを実施し、サプライチェーン上のリスク管理を行います。

2. 管理システムの有効性に関与する責任者

当社の責任ある鉱物調達マニュアル(以下、「マニュアル」) に基づく、管理システムの責任者は以下の通りです。

○サプライチェーン責任者： 当社代表取締役

サプライチェーン責任者は、責任ある鉱物調達の経験を持ち、主に以下の責任と権限を有します。

- ① 責任ある鉱物調達のための管理システムの有効性及び成果の定期的な確認
- ② 責任ある鉱物調達のための管理システムの改善のために必要な措置
- ③ 責任ある鉱物調達方針の策定
- ④ マニュアルの制定及び改訂
- ⑤ コンプライアンス責任者に対する監督及び職務遂行のために必要な手段の提供
- ⑥ リスクが特定されたサプライチェーンに関する承認及び取引継続の可否の決定

○コンプライアンス責任者： 原則として、当社安全環境品質管理部長

コンプライアンス責任者は、主に以下の責任と権限を有します。

- ① サプライチェーン責任者を補佐し、責任ある鉱物調達のための管理システムの確立、実施及び維持
- ② 責任ある鉱物調達の結果を踏まえた原料購買責任者への指示
- ③ 責任ある鉱物調達に関する教育・訓練の計画及び実施
- ④ 責任ある鉱物調達に関する社内外のコミュニケーション
- ⑤ サプライチェーン責任者を補佐し、責任ある鉱物調達が適切に実施されているかの評価
- ⑥ リスクが特定されたサプライチェーンに対する適切な対策の実施
- ⑦ 責任ある鉱物調達に関するサプライチェーン責任者への報告

○原料購買責任者： 当社事務部長

原料購買責任者は、主に以下の責任と権限を有します。

- ① マニュアルに従った原料の購買
- ② 新規取引でレッドフラッグが特定された案件、ないしリスクの可能性が認められる案件についての、コンプライアンス責任者への報告

○製錬所原料管理責任者： 当社事務部長

製錬所原料管理責任者は、主に以下の責任と権限を有します。

- ① 受領した原料に関する書類及び現物の確認
- ② 受領した原料に関する記録の作成・保持

3. 管理システムの有効性評価及び成果

マニュアルに基づき、管理システムの有効性を確認しました。

・評価概要

評価範囲：鉛原料の供給業者

評価対象期間：2024年10月~2025年3月

評価手法：Copper Mark の Joint Due Diligence Tool(以下、JDD ツール)を用いる

実施時期：2025年3月

・有効性評価結果

管理システムは有効に機能しており、問題は発見されませんでした。

・管理システム改善

管理システムに問題は発見されなかったため、改善事項はありませんでした。

今後、マニュアルに基づき、管理システムの改善のために必要な措置を講じます。

・管理システムの成果

① サプライチェーン・デュー・ディリジェンス

当社は、方針を策定して当社ホームページに公開する一方、鉛原料のすべてのサプライヤーへ、鉛原料に係わる KYC（質問書）と共に当社方針を送付し、方針に対する理解と賛同を求めています。方針は 2023 年に制定したもので、責任ある LME 鉱物調達に対する当社の姿勢や、サプライチェーンにおいて想定されるリスクをすべてのサプライヤーに伝えるものです。

当社が鉛原料を購入しているすべてのサプライヤー 90 社に対して KYC（質問書）を実施し、以下の結果を得ています。

・レッドフラッグに該当しないサプライヤー	90 社
・レッドフラッグに該当するサプライヤー	0 社
・当社の責任ある LME 鉱物調達方針に賛同するサプライヤー	90 社
・当社の責任ある LME 鉱物調達方針への賛同を確認中のサプライヤー	0 社

KYC（質問書）調査結果より、当社が購入している鉛原料は、レッドフラッグに該当しないことを確認しました。レッドフラッグに該当しない評価に至った根拠は以下に依ります。

- (1) 当該取引先が取り扱っている原料が、すべて「再生材」であり、レッドフラッグに該当しないと判断した。
- (2) なお、上述の当該取引先の所在国は、すべて「日本国」であり、CAHRAs リストの非該当であることを確認している。

また当社は、三菱マテリアル(株)直島製錬所と小名浜製錬(株)小名浜製錬所から鉛澱物などの鉛原料を受け入れて電気鉛を製造しています。両製錬所の原料は、三菱マテリアル(株)および小名浜製錬(株)が調達していることから、当社は、両社が作成した「責任ある鉱物調達(銅)年次報告書(三菱、小名浜)」および「責任ある鉱物調達(銅)レッドフラッグレビュー結果報告書(三菱)」を入手し、それらの原料がレッドフラッグに該当しないことを確認しました。

以上より、当社はサプライチェーン・デュー・ディリジェンスの方針に従って、サプライチェーン管理を実施していることを確認し、問題ないと判断致しました。

② 教育訓練

コンプライアンス責任者は、2023 年 9 月に三菱マテリアル(株)金属事業カンパニーサステナビリティ推進部による OECD ガイダンス、LME Responsible Sourcing の要求事項、Copper Mark の Joint Due Diligence Standard、当社 CAHRAs リスト、その他の責任ある鉱物調達に関して必要と思われる事項に関して教育訓練を受講しています。

そのコンプライアンス責任者が講師となり、2024年7～8月、12月、2025年2月の複数回、鉛原料のサプライチェーンに関わる当社全スタッフを対象に教育訓練を実施しました。研修対象者は32名、参加率は100%でした。

③ マネジメントレビュー

コンプライアンス責任者は、関係部署の統括や管理システムの運用等、社内規程に定める権限と責任を負っています。コンプライアンス責任者は、管理システム全体の監督や定期的なマネジメントレビューを実施し、これら業務の結果を、必要に応じてサプライチェーン責任者へ報告します。

今回の評価対象期間に関して、レッドフラッグレビューにより、「鉛原料サプライヤーのすべてがレッドフラッグに該当しない」ことをサプライチェーン責任者に報告しました。

④ コミュニケーション/通報窓口

既存の全社的なコミュニケーションメカニズムに加えて、当社のホームページに「責任あるLME 鉱物調達方針」の日本語版と英語版を掲載 (<http://www.hosokura.co.jp/eco.html>) しています。

当社ホームページには、日本語と英語で連絡できる「責任ある鉱物調達ホットライン」のリンクを設定しており、従業員を含む社内外のステークホルダーが当社の責任ある鉛原料調達に係わる問題点について、匿名で通報できる体制を構築します。

コンプライアンス責任者は、提供された情報に基づいてリスクアセスメントを実施し、その結果をサプライチェーン責任者に報告します。提供された情報は、関係者による干渉を防ぐため、原料調達に直接関与しないコンプライアンス責任者により、誠実かつ敬意を持って対応がなされます。

なお、今回の対象期間において、当社HPに掲載した連絡先に対する鉛原料のサプライチェーンに関する通報はありませんでした。

⑤ 記録の保管

責任ある鉛原料の調達に係わる全ての情報（文書及び記録）はマニュアルに従い、少なくとも5年間は保管します。保管方法は電子ファイルまたは紙媒体によるものとします。

4. 管理システム実施、維持、継続的改善に必要なリソース及びリソース対応

マニュアルに基づき、管理システム実施、維持、継続的改善に必要なリソース及びリソース対応を以下の通り実施しました。

① 人員

必要人員：

サプライチェーン責任者とコンプライアンス責任者の経歴から、両責任者とする体制で問題ないと判断しました。また、コンプライアンス責任者は、その他必要と考える部門長と協議し、必要人員を決定しました。

リソース対応：

コンプライアンス責任者は、安全環境品質管理部部長であり、ISO 事務局業務を行うスタッフがいることから、責任ある LME 鉱物調達システムを維持するリソースは充分と判断しました。

また、原料調達責任者と製錬所原料管理責任者は、事務部長であり、実際に原料を調達・管理している業務課スタッフがいることから、責任ある LME 鉱物調達を実施するリソースは充分と判断しました。

② 予算

必要予算：

本運用にかかわる必要経費を確保しています。

リソース対応：

対応する人員の人件費などの必要経費は確保されていることから、リソース対応はできていると判断します。

③ 体制

必要体制：

コンプライアンス責任者は、安全環境品質管理部部長であり、ISO 事務局業務を行うスタッフがいることから、責任ある LME 鉱物調達システムを維持する体制が整っています。

また、原料調達責任者と製錬所原料管理責任者は、事務部長であり、実際に原料を調達・管理している業務課スタッフがいることから、責任ある LME 鉱物調達を実施する体制は整っています。

リソース対応：

本運用に係わる人員についてはデュー・ディリジェンス管理システムに関する教育を実施した上で配置しました。

5. レッドフラッグ特定に必要な情報収集・保持を目的にしたシステム

マニュアルに基づいて、鉛原料サプライチェーンの調査を実施し、サプライチェーン上のレッドフラッグの有無を確認しました。

① 当社が受け入れている鉛原料のサプライヤーに関して

当社が鉛原料を購入しているすべてのサプライヤー90社に対してKYC(質問書)を実施しました。また、当社が鉛原料を購入しているサプライヤーは、すべて原材料が再生材で国内サプライヤーであることを確認しています。

そのため、当社が受け入れている鉛原料のサプライヤーにレッドフラッグに該当する原料はないことを確認しています。

② 直島製錬所と小名浜製錬所からの鉛澱物などの原料について

当社は、三菱マテリアル(株)直島製錬所と小名浜製錬(株)小名浜製錬所から鉛澱物などの鉛原料を受け入れて電気鉛を製造しています。両製錬所の原料は、三菱マテリアル(株)および小名浜製錬(株)が調達していることから、当社は、両社が作成した「責任ある鉱物調達(銅)年次報告書(三菱、小名浜)」および「責任ある鉱物調達(銅)レッドフラッグレビュー結果報告書(三菱)」を入手し、それらの原料がレッドフラッグに該当しないことを確認しました。

該当期間のCAHRAsリストは、以下の指標に基づいて三菱マテリアル(株)金属事業カンパニーが設定した当該リストを受領し、自社基準となるCAHRAsリストとして設定し適宜改訂しています。

- ① ドッド・フランク法のDRC及び周辺9か国
- ② Heidelberg Conflict BarometerのIntensity 5以上の国・地域
- ③ FATF(Financial Action Task Force on Money Laundering:マネーロンダリングに関する金融活動作業部会)が指定する、行動要請対象の高リスク国・地域
- ④ 原料調達部署からの業界情報(JOGMEC等)に基づき、高リスクと疑われる国・地域
- ⑤ 米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Asset Control:OFAC)による規制対象国家・地域。
- ⑥ Cato InstituteのHuman Freedom Indexで下位10か国にリストされている国
- ⑦ 米国労働省(U.S. Department of Labor)国際労働問題局(Bureau of International Labor Affairs)によるList of Products Produced by Child Labor or Forced LaborにおいてCopperが児童労働and/or強制労働に該当する国・地域。

6. 収集した情報によるデュー・ディリジェンス・プロセス

(1) リスクの定義

当社は、人権侵害、テロ資金供与、マネーロンダリング、不正取引、環境や持続可能性に係わる法的要件の違反、当社規定のCAHRAへの該当、が確実か極めて疑わしい鉛原料の調達を高リスクと見なします。以下のいずれかに該当する場合、サプライヤーを高リスクと見なします。

① 立地リスク

- ・紛争地域および高リスク地域(CAHRA)を原産地とするか、または経由して輸送される原材料
- ・CAHRA 産出の鉛が通過すると知られる国に由来することが合理的に疑われる原材料
- ・既知または予想される生産量が限られている国で生産されたとされる原材料

② サプライヤーリスク

- ・株主、UBO、その他の権益持分が、立地の高リスク基準に該当する場合
- ・武器、カジノ業界、宗教などのリスクの高い事業活動に従事する団体、及びその指導者
- ・過去 12 ヶ月間に、高リスク国から鉛原料が調達されていることが判明した会社
- ・提供された文書に著しい不一致や不整合がある、または提出を要請した書類の提供拒否

③ 原材料リスク

- ・人力小規模鉱山から産出された鉛原料
- ・公的な記録やデュー・ディリジェンスの結果、例えば、甚大な損害や極めて危険な ESG 要素の原因となることが判明すること

当社のゼロトレランスサプライチェーンは次のとおりです。

- ・国際制裁に違反して調達した鉛原料
- ・マネーロンダリング実行犯、詐欺師、テロリストとして知られる人物が一次サプライヤーやその既知の上流企業の UBO であるサプライヤーから供給される鉛原料
- ・OECD ガイダンス ANNEX II に記載のリスクのうち、重大な人権侵害や非政府武装集団に対する直接的または間接的な支援に関与のある鉛原料

リスクの高い原料の場合は、現場評価を含めたエンハンスド・デュー・デリジェンスを実施します。ゼロトレランスの問題が特定された場合には、取引関係を締結せず、既存の関係を直ちに終了します。

(2) リスクの特定

当社は、鉛原料に係わるすべてのサプライヤーに対してデュー・ディリジェンスを実施し、サプライチェーンのレッドフラッグレビューを実施しています。サプライチェーンのリスク評価では、リスクベースのアプローチを採用しています。新規サプライヤーの場合は、取引開始前にサプライチェーンのリスク評価を実施しています。また、サプライチェーンのリスク評価は、取引の継続を決定するために毎年実施されます。当社は、リスク評価の結果、コンプライアンス責任者が重大なリスクがあると判断した場合には、受入を中止することもあります。

具体的には、自社による KYC 調査を実施し、また三菱マテリアル(株)金属事業カンパニーおよび小名浜製錬(株)から得た情報から、Copper Mark の JDD ツールを使用して、以下の情報を基にサプライチェーンのリスクを特定します。

1) 立地リスク

- ・原産地の特定
- ・出発地からの輸送ルートが CAHRA に該当するか否か
- ・原産国からの調達に国際制裁に該当するか否か

2) サプライヤーリスク (一次サプライヤー)

- ・サプライヤーのプロフィール、またその役員や UBO に犯罪履歴がないこと、及び国際的な制裁対象に該当していないことを、ダウ・ジョーンズなどの信頼できる第三者情報を利用して確認

3) 原材料リスク

(1)リサイクル原料 (廃バッテリー、鉛屑、ブリオン、鉛焼滓)

- ・サプライヤーのプロフィール
- ・サプライヤーが調達する鉛原料の種類と形態
- ・納入品に関する製錬・精製・融解の有無

(2)採掘材 (直島製錬所および小名浜製錬所からの鉛澱物など)

- ・三菱マテリアル(株)および小名浜製錬(株)が作成した「責任ある鉱物調達(銅)年次報告書 (三菱、小名浜)」および「責任ある鉱物調達(銅)レッドフラッグレビュー結果報告書 (三菱)」

原料購買担当者は、サプライヤーから入手する KYC 情報の整合性を確認します。整合性がない場合は、原料購買責任者ができるだけ早くサプライヤーに確認し、サプライヤー側に間違いがない場合は、出荷情報の修正を要求します。製錬所原料管理責任者は、受入した原材料のロットが、金属事業カンパニー本社から予め受領した情報と以下の項目で一致していることを確認します。

- ・推定重量と推定金属含有量等の分析値
- ・鉛原料ブランド名、購入者名等の情報
- ・出荷書類
- ・鉛原料の原産国における生産量が、当社の購入量よりも合理的に多いこと

当社では、直島製錬所および小名浜製錬所から受け入れた鉛原料ごとに、製錬した原料を記録し、トレーサビリティを確保しています。

7. レッドフラッグレビュー結果

今回、自社で実施した KYC、三菱マテリアル(株)および小名浜製錬(株)から入手した情報を通じて、すべての鉛原料に関してレッドフラッグレビューを実施した結果、レッドフラッグは特定されませんでした。

具体的に実施したレビューは以下です。

① 当社が受け入れている鉛原料のサプライヤーに関して

当社が鉛原料を購入しているすべてのサプライヤー90社に対して KYC（質問書）を実施しました。また、当社が鉛原料を購入しているサプライヤーは、すべて原材料が再生材で国内サプライヤーであることを確認しています。

そのため、当社が受け入れている鉛原料のサプライヤーにレッドフラッグに該当する原料はないことを確認しています。

② 直島製錬所と小名浜製錬所からの鉛澱物などの原料について

当社は、三菱マテリアル(株)直島製錬所と小名浜製錬(株)小名浜製錬所から鉛澱物などの鉛原料を受け入れて電気鉛を製造しています。両製錬所の原料は、三菱マテリアル(株)および小名浜製錬(株)が調達していることから、当社は、両社が作成した「責任ある鉱物調達(銅)年次報告書（三菱、小名浜）」および「責任ある鉱物調達(銅)レッドフラッグレビュー結果報告書（三菱）」を入手し、それらの原料がレッドフラッグに該当しないことを確認しました。

今回、全ての鉛原料の情報を収集したことで、当社のデュー・ディリジェンスへの取組みは強化されたと判断します。

8. リスク評価

当社はレッドフラッグレビューの結果、レッドフラッグが特定された場合、サプライチェーン責任者へ報告の上でリスク評価を実施致します。リスク評価にあたっては、サプライヤーへ直接問い合わせる他、第三者情報を活用してデータのギャップがないことを確認し、必要に応じて現地調査を実施します。

レッドフラッグレビューの結果により、レッドフラッグは特定されなかったため、当社サプライチェーンに対するリスク評価は、評価対象期間において実施する必要がないと判断しました。

以上